

基本目標Ⅱ 仕事と生活のバランスづくり
 主要施策4 就労の場における男女平等の促進

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	1年度進捗実績	1年度進捗度	1年度の成果・課題・対応等	2年度実施計画	担当課
Ⅱ	4	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	<事業所への労働関係法令の周知>職場における男女平等を図るため、改正男女雇用機会均等法や労働基準法、育児・介護休業法等の情報提供や啓発を行います。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催の研修助成制度の周知を行いました。また、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供をしました。	3、計画どおり	研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、事業所への労働関係法令の周知を図っている。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会主催の研修の助成制度を周知します。また、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行います。	人権推進課
Ⅱ	4	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	<事業所への労働関係法令の周知>職場における男女平等を図るため、改正男女雇用機会均等法や労働基準法、育児・介護休業法等の情報提供や啓発を行います。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課内、また市民の方への周知啓発に努めました。	3、計画どおり	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課内、また市民の方への周知啓発に努めました。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課内、また市民の方への周知啓発を行います。	産業観光課
Ⅱ	4	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	<男女間の賃金格差の解消>厚生労働省作成の「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」を活用し、同一価値労働同一賃金の考え方に立って男女の賃金格差の解消に向けた支援に努めます。	大阪企業人権協議会ウェブサイトの泉南市地域連絡会のページに同協議会主催の研修の助成制度について周知しましたが、制度の利用はありませんでした。また、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し、啓発、情報提供を行いました。また、賃金格差解消に関する啓発、学習活動については機会を得ることができませんでした。	3、計画どおり	研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、男女間の賃金格差の解消を図っている。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会主催の研修の助成制度を周知します。また、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行います。	人権推進課
Ⅱ	4	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	<男女間の賃金格差の解消>厚生労働省作成の「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」を活用し、同一価値労働同一賃金の考え方に立って男女の賃金格差の解消に向けた支援に努めます。	社会保険労務士による労働相談を年4回実施し、相談件数は1件ありました。また、弁護士による法律相談を月2～3回、年間34回実施し、相談件数は総数で201件ありました。	3、計画どおり	社会保険労務士による労働相談を年4回実施し、相談件数は1件ありました。また、弁護士による法律相談を月2～3回、年間34回実施し、相談件数は総数で201件ありました。	社会保険労務士による労働相談を年4回実施の予定です。また、弁護士による法律相談を月2～3回、年間34回の実施を予定しています。	産業観光課
Ⅱ	4	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	<労働相談の充実>労働相談を充実します。	社会保険労務士による労働相談を年4回実施し、相談件数は1件ありました。また、弁護士による法律相談を月2～3回、年間34回実施し、相談件数は総数で201件ありました。	3、計画どおり	社会保険労務士による労働相談を年4回実施し、相談件数は1件ありました。また、弁護士による法律相談を月2～3回、年間34回実施し、相談件数は総数で201件ありました。	社会保険労務士による労働相談を年4回実施の予定です。また、弁護士による法律相談を月2～3回、年間34回の実施を予定しています。	産業観光課

II	4	(1)	就労場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	<p><職場における健康維持・増進の取組支援>メンタルヘルスに関する相談やカウンセリングの充実を図るなど、職場での健康管理の重要性について働きかけます。</p>	<p>メンタルヘルスについての理解を深めるため、新規採用職員を対象に「セルフサポート・コミュニケーション研修」を実施した。</p> <p>さらに、管理監督職を対象に職場のメンタルヘルス不調の予防・支援の方法や安全配慮義務等をテーマに「メンタルヘルス・ラインケア研修」を実施した。</p> <p>*「セルフサポート・コミュニケーション研修」19名参加 *「メンタルヘルス・ラインケア研修」38名参加</p>	3、計画どおり	継続的な研修を実施し、管理監督職・一般職員においてメンタルヘルスについて理解を深め、職場のメンタルヘルス体制の充実をはかり、職場環境や組織風土を改善する必要がある。	全職員対象にメンタルヘルス(セルフケア・ラインケア・サポートケア)に関する研修を実施する。	人事課
II	4	(1)	就労場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	<p><職場における健康維持・増進の取組支援>メンタルヘルスに関する相談やカウンセリングの充実を図るなど、職場での健康管理の重要性について働きかけます。</p>	<p>泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知しましたが、制度の利用はありませんでした。またハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行いました。</p>	3、計画どおり	研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、職場における健康維持・増進の取組支援を図っている。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知する。またハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行う。	人権推進課
II	4	(1)	就労場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	<p><職場における健康維持・増進の取組支援>メンタルヘルスに関する相談やカウンセリングの充実を図るなど、職場での健康管理の重要性について働きかけます。</p>	<p>ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課内、また市民の方への周知啓発に努めました。</p>	3、計画どおり	大阪労働局、ハローワーク等と連携し、啓発紙などで、周知に努めました。	大阪労働局、ハローワーク等と連携し、啓発紙などで、周知に努めます。	産業観光課
II	4	(1)	就労場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	<p><「母性健康管理指導事項連絡カード」の啓発>男女雇用機会均等法など、母性保護に関する法律・制度の遵守を働きかけ、働く女性の妊娠・出産に対して一貫した健康管理と健康支援をします。</p>	<p>大阪労働局、ハローワーク等と連携し、啓発紙などで、周知に努めました。</p>	3、計画どおり	大阪労働局、ハローワーク等と連携し、啓発紙などで、周知に努めました。	大阪労働局、ハローワーク等と連携し、啓発紙などで、周知に努めます。	産業観光課
II	4	(1)	就労場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	<p><「母性健康管理指導事項連絡カード」の啓発>男女雇用機会均等法など、母性保護に関する法律・制度の遵守を働きかけ、働く女性の妊娠・出産に対して一貫した健康管理と健康支援をします。</p>	<p>妊娠届出時に、「働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために」のパンフレットを配布し、母性健康管理指導事項連絡カードの活用について説明を実施した。</p> <p>母子健康手帳に掲載の、「働きながら」のサポート制度について説明を実施した。</p>	3、計画どおり	妊娠届出の面接の機会なので、必要な方に情報提供することができる。	<p>妊娠届出時に、「働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために」のパンフレットを配布し、母性健康管理指導事項連絡カードの活用について説明を実施する。</p> <p>母子健康手帳に掲載の、「働きながら」のサポート制度について説明を実施する。</p>	保健推進課
II	4	(1)	就労場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	<p><「母性健康管理指導事項連絡カード」の啓発>妊娠届出時に必要に応じて情報提供を行います。</p>	<p>妊娠届出時に、「働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために」のパンフレットを配布し、母性健康管理指導事項連絡カードの活用について説明を実施。</p> <p>母子健康手帳に掲載の、「働きながら」のサポート制度について説明を実施。</p>	3、計画どおり	妊娠届出の面接の機会なので、必要な方に情報提供することができる	<p>妊娠届出時に、「働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために」のパンフレットを配布し、母性健康管理指導事項連絡カードの活用について説明を実施。</p> <p>母子健康手帳に掲載の、「働きながら」のサポート制度について説明を実施。</p>	保健推進課

II	4	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	<セクシュアル・ハラスメント防止対策の働きかけ> >セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発・学習活動を行うとともに、相談窓口の周知に努めます。	社会保険労務士による労働相談を年4回実施し、相談件数は1件ありました。また、弁護士による法律相談を月2～3回、年間34回実施し、相談件数は総数で201件ありました。	3、計画どおり	社会保険労務士による労働相談を年4回実施し、相談件数は1件ありました。また、弁護士による法律相談を月2～3回、年間34回実施し、相談件数は総数で201件ありました。	社会保険労務士による労働相談を年4回実施の予定です。また、弁護士による法律相談を月2～3回、年間34回の実施を予定しています。	産業観光課
II	4	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	<セクシュアル・ハラスメント防止対策の働きかけ> >セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発・学習活動を行うとともに、相談窓口の周知に努めます。	冊子を配布するなどして啓発を行った。相談については、女性のための電話相談や女性相談(面接)等に関して、広報やチラシを通じ周知を図りました。セクハラに関する相談は0件であった。	3、計画どおり	セクシュアル・ハラスメントという言葉は、現在ほとんどの人が認識しているものと思われる。ただし、セクハラを防止する措置が講じられているかは事業所により差があると思われるので、引き続き、啓発・学習の機会が必要である。	泉南市事業所人権推進連絡会やウェブサイト、チラシ等を通じ、啓発、学習活動を行います。	人権推進課
II	4	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	<セクシュアル・ハラスメント防止対策の働きかけ> >セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるという認識を深めるための啓発・学習活動を行うとともに、相談窓口の周知に努めます。	管理監督職を対象として、職場における様々なハラスメントを防止するために「ハラスメント防止研修」を実施した。 *「ハラスメント防止研修」31名参加	3、計画どおり	継続的な研修や、定期的に注意喚起を実施することで、職員の人権ハラスメント防止に繋げる必要がある。	管理監督職に加えて、非管理職の職員を対象に、ハラスメント防止研修を実施する。また、ハラスメント防止要綱についても周知徹底する。	人事課
II	4	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	<公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・促進> >非正規雇用労働者がスキルアップ、キャリアアップができるようしくみづくりについて事業所に働きかけを進めます。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知しましたが、制度の利用はありませんでした。またハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行いました。	3、計画どおり	研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・促進を図っている。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知する。またハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行う。	人権推進課
II	4	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	<公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・促進> >非正規雇用労働者がスキルアップ、キャリアアップができるようしくみづくりについて事業所に働きかけを進めます。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課内、また市民の方への周知啓発に努めました。	3、計画どおり	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課内、また市民の方への周知啓発に努めました。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について課内、また市民の方への周知啓発を行います。	産業観光課
II	4	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	<再就職に向けた支援の充実> >再就職のための情報提供、職業能力開発を進めます。	地域就労支援センターで就労相談を行い、年間の相談件数は250件でした。また、相談を受けるコーディネーターのスキルアップのための研修(市町村就職困難者就労支援担当職員研修会)に1回参加しました。	3、計画どおり	地域就労支援センターで就労相談を行い、元年度の新規相談76件、相談174件ありました。	地域就労支援事業を実施しており、就職困難者、特に母子家庭の母親を重点に、雇用・就労のためのスキルアップ事業を実施します。	産業観光課

II	4	(2)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	<再就職に向けた支援の充実>再就職のための情報提供、職業能力開発を進めます。	男女平等参画社会づくり講座Ⅱ「欲張り人生を叶えるためのフテック」の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染予防対策のため未開催。	4、計画をやや下回る	他の講座や講演会等で、多少の啓発はできているが、十分な意識啓発を図ることができなかった。 次年度、同内容で講座を開催する予定。	再就職を支援するための講座を開催します。	人権推進課
II	4	(3)	農業や自営業に従事する女性への支援	<女性の経済的地位の向上>家族経営協定の普及促進を図ります。また、女性認定農業者や女性指導農業者の育成を図ります。商工業などの自営業における家族従業者の実態や無償労働の実態の把握に努めます。	現在の認定農業者は77人で、うち7人は女性認定農業者であった。また、女性指導農業者の申請等はなかった。	3、計画どおり	本年度において女性認定農業者の申請はなかったが、近年数件出てきているので、今後も認定に向けた取り組みを進める。	<女性の経済的地位の向上>家族経営協定の普及促進を図ります。また、女性認定農業者や女性指導農業者の育成を図ります。商工業などの自営業における家族従業者の実態や無償労働の実態について調査の実施を検討します。	産業観光課

主要施策5 ワーク・ライフ・バランスの実現のための支援

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	1年度進捗実績	1年度進捗度	1年度の成果・課題・対応等	2年度実施計画	担当課
II	4	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	<「母性健康管理指導事項連絡カード」の啓発>男女雇用機会均等法など、母性保護に関する法律・制度の遵守を働きかけ、働く女性の妊娠・出産に対して一貫した健康管理と健康支援をします。	妊娠届出時に、「働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために」のパンフレットを配布し、母性健康管理指導事項連絡カードの活用について説明を実施した。 母子健康手帳に掲載の、「働きながら」のサポート制度について説明を実施した。	3、計画どおり	妊娠届出の面接の機会なので、必要な方に情報提供することができる。	妊娠届出時に、「働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために」のパンフレットを配布し、母性健康管理指導事項連絡カードの活用について説明を実施する。 母子健康手帳に掲載の、「働きながら」のサポート制度について説明を実施する。	保健推進課
II	4	(1)	就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進	<「母性健康管理指導事項連絡カード」の啓発>妊娠届出時に必要に応じて情報提供を行います。	妊娠届出時に、「働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために」のパンフレットを配布し、母性健康管理指導事項連絡カードの活用について説明を実施。 母子健康手帳に掲載の、「働きながら」のサポート制度について説明を実施。	3、計画どおり	妊娠届出の面接の機会なので、必要な方に情報提供することができる	妊娠届出時に、「働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために」のパンフレットを配布し、母性健康管理指導事項連絡カードの活用について説明を実施。 母子健康手帳に掲載の、「働きながら」のサポート制度について説明を実施。	保健推進課
II	5	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	<ワーク・ライフ・バランスの取組推進と情報提供>長時間労働を改善していくため、事業所へのワーク・ライフ・バランスの啓発とともに、先進企業の好事例等の情報の収集や提供を積極的に行います。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知しました。またハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行いました。	3、計画どおり	研修の助成制度の周知や、啓発冊子・チラシの配布等により、ワーク・ライフ・バランスの取組推進と情報提供を行っている。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知する。またハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行います。	人権推進課

II	5	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	<p><ワーク・ライフ・バランスの取組推進と情報提供> >長時間労働を改善していくため、事業所へのワーク・ライフ・バランスの啓発とともに、先進企業の好事例等の情報の収集や提供を積極的に行います。</p>	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を評価する入札等の情報収集に努めた。	3、計画どおり	本市に適應する好事例等の情報を得ることは出来なかったが、特に建設現場における長時間労働の改善に向けた発注者の取り組みなども事例として公表されていることから、引き続き事例等の情報収集等に努める必要がある。	特に建設現場における長時間労働の改善に向けた発注者の取り組みなども事例として公表されていることから、引き続き事例等の情報収集等に努める。	契約検査課
II	5	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	<p><事業所への男性の育児・介護休暇取得の啓発> >男性の仕事と子育て・介護の両立のための制度の定着を促進します。</p>	<p>泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知しましたが、制度の利用はありませんでした。また国や他機関が作成した、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行いました。</p>	3、計画どおり	男女参画に対する広報、啓発と、事業所の大阪企業人権協議会サポートセンター主催の人権研修について助成制度の周知を行い、国や他機関が作成した啓発冊子等を配布する等、事業所への男性への育児・介護休暇所得の啓発を行った。	泉南市事業所人権推進連絡会会員事業所を対象に大阪企業人権協議会サポートセンター主催研修の助成制度を周知し、ハローワーク及び大阪府等労働関係機関からの啓発冊子やチラシなどを配布し啓発、情報提供を行います。また、泉南市事業所人権推進連絡会を通じ、啓発、学習活動を行います。	人権推進課
II	5	(1)	仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成	<p><市役所内への男性の育児・介護休暇取得の啓発> >男性の仕事と子育て・介護の両立のための制度の定着を促進します。</p>	<p>「休暇の手引き」に加え、「育休等パンフレット」を作成し、制度の周知に取り組んだ。</p> <p>①子どもが生まれた男性職員総数(人) 6人 うち、出産補助休暇取得者数(人)とその割合(%) 5人(83.3%) うち、育児休業取得者数(人)とその割合(%) 0人(0%)</p>	3、計画どおり	子どもが生まれたほとんどの職員が産後補助休暇を取得した。ただし、男性の育児休業取得については、給与面や職場の状況など様々な要因で取得することが難しいと考える。今後も、育児制度の周知徹底を図り、男性の育児参加を促すよう努める。	引き続き、「休暇の手引き」や「育休等パンフレット」を周知し、男性の育児参加促進に努める。	人事課
II	5	(2)	企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進、評価	<p><顕彰制度の創設> >仕事と生活の調和や男女平等参画に積極的に取り組む事業所に対する顕彰制度について検討します。</p>	<p>女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定を促進し、大阪府の男女いきいき元氣宣言事業者の登録について情報提供を行いました。</p>	3、計画どおり	先進事例や市内事業所のニーズ等を総合的に勘案し、仕事と生活の調和や男女平等参画に積極的に取り組む事業所に対する顕彰制度について検討します。	仕事と生活の調和や男女平等参画に積極的に取り組む事業所に対する顕彰制度について検討します。	人権推進課
II	5	(2)	企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進、評価	<p><事業主行動計画策定の支援> >女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定が努力義務である事業所(常時雇用労働者数が300人以下)に対して、策定を働きかけます。</p>	<p>大阪労働局等関係機関からの情報提供を行いました。</p>	3、計画どおり	大阪府労働局等関係機関からの情報提供を行う等して、企業における仕事と子育て、介護の両立支援の取り組みについて広報、啓発を図り、一般事業主行動計画策定の支援を行う。	大阪労働局等関係機関を紹介するなどし、支援を行います。	人権推進課
II	5	(2)	企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進、評価	<p><事業主行動計画策定の支援> >女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定が努力義務である事業所(常時雇用労働者数が300人以下)に対して、策定を働きかけます。</p>	<p>ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について事業所、また市民の方への周知啓発に努めました。</p>	3、計画どおり	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について事業所、また市民の方への周知啓発に努めました。	ハローワーク及び大阪府労働事務所等関係機関からの啓発冊子やチラシなどにより労働関連法改正等について事業所、また市民の方への周知啓発に努めます。	産業観光課

II	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	・午後7時までの延長保育の実施 ・産休明け保育の実施	4、計画をやや下回る	一部未実施(休日保育・病後児保育)であるため、実施に向け課題の整理を行う。	・午後7時までの延長保育の実施 ・産休明け保育の実施 ・病後児保育の実施	保育子育て支援課 ⇒保育子ども課
II	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	地域子育て支援センターや子ども総合支援センター、認定こども園、保育所、幼稚園、関係公共機関において、子育てに関する情報を提供した。 また、子ども関係機関が連携しホームページ「せんなん子育てネット」を運営し、すこやかカレンダーやすこやか新聞等の子育て支援情報を一元化して提供した。	3、計画どおり	関係公共機関への情報提供およびホームページを活用することで、子育て支援情報を提供した。	地域子育て支援センターや子ども総合支援センター、認定こども園、保育所、幼稚園、関係公共機関において、子育てに関する情報を提供していく。 また、子ども関係機関が連携しホームページ「せんなん子育てネット」を運営し、すこやかカレンダーやすこやか新聞等の子育て支援情報を一元化して提供する。	保育子育て支援課 ⇒保育子ども課・家庭支援課
II	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	地域子育て支援センター事業を実施 ○出前保育の実施 ・各地域の公園・公共施設を利用して行う出前保育 不定期(月1～3回) ・イベントの出前保育 季節、伝承行事にあった時期 ○育児サークルの育成 「サークルのわ!」概ね月1回	3、計画どおり	事業を計画に沿って実施することができた。	地域子育て支援センター事業を実施 ○出前保育の実施 ・各地域の公園・公共施設を利用して行う出前保育 不定期(月1～3回) ・イベントの出前保育 季節、伝承行事にあった時期 ○育児サークルの育成 「サークルのわ!」概ね月1回	保育子育て支援課 (家庭支援課)
II	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	＜子育て支援の推進＞男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	地域子育て支援センター、関係公共機関において、子育てに関する情報を提供した。	3、計画どおり	関係公共機関への情報提供およびホームページを活用することで、子育て支援情報を提供した。	地域子育て支援センター、関係公共機関において、子育てに関する情報を提供していく。	保育子育て支援課 (家庭支援課)

II	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	<子育て支援の推進>男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	子育てフォーラムの開催 6月27日10:00~12:00 あいびあ泉南にて実施 44組53人参加 子育て講座の開催 ・11月13日開催	3、計画どおり	計画にそって、子育てフォーラムと子育て講座を開催した。	子育てフォーラムの開催 子育て講座の開催	保育子育て支援課 (家庭支援課)
II	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	<子育て支援の推進>男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	▼親子教室の開催 ・赤ちゃん教室(0歳向け)年間3クール、それぞれ6回コース実施 新家小学校、樽井小学校、西信達中学校、コオアンジュ新家、なるにつこ認定こども園、西信達くねあ ・ふれあい教室 年1回実施 (0歳児・00歳児とその保護者が対象) ・体操教室 年間3クール、それぞれ2回コース実施 (2歳児以上の子どもとその保護者が対象) ▼ひだまりルーム(就学前)月16回程度実施 9:30~11:40 12:30~15:00の間で参加自由 昼食持参可能(食事時間は11:50~12:00) →利用人数…延べ4669名(3620組) ・おいでおいで広場(月1回) 10:30~11:15or13:30~14:15 →利用人数…延べ296名(233組) ・おひさま交流会(月1回) 10:30~11:15 →利用人数…延べ129名(157組) ・こぐまタイム(月1回) 2歳児以上	3、計画どおり	実施計画にもとづき、各教室を実施した。	次の地域子育て支援センター事業を実施する。 ▼親子教室の開催 ・赤ちゃん教室(0歳向け) 4中学校区内で年間3クール、それぞれ6回コース実施 ・体操教室 年間3クール、それぞれ2回コース実施(2歳以上の子どもとその保護者が対象) ・ふれあい教室 年1回(0歳児・00歳児と保護者が対象) ▼ひだまりルーム(就学前)月16回程度実施(9:30~15:00の間参加自由・昼食持参可能) ・おいでおいで広場(月1回) ・おひさま交流会(月1回) ・子育て相談(電話相談・来所相談、保健師相談(月1回)など) ・身体計測(月4回) ▼お父さんと子どものひだまりルーム	保育子育て支援課
II	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	<子育て支援の推進>男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、それぞれの家庭の状況に応じ、経済的自立に向けての就労支援などに努め、日常生活の支援にも取り組みます。大阪府母子、父子、寡婦福祉資金の貸付制度や高等職業訓練促進給付金事業、自立支援教育訓練給付金事業の支援により生活の負担軽減に取り組みます。 新規貸付件数:4件 高等職業訓練促進給付件数:3件 自立支援教育訓練給付:3件	3、計画どおり	ひとり親家庭の生活の安定のため、今後も引き続き自立に向けての情報提供及び、支援などに努める。	ひとり親家庭に対し、個々の状況に応じての情報提供行い、生活の安定を図る為の支援を行う。	生活福祉課
II	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	<子育て支援の推進>男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	小学生保護者が就労等により不在である児童を対象とし、留守家庭児童会を10施設で開設。延長保育の実施、保育内容の充実等安全で安心できる保育に努めた。	3、計画どおり	受け入れ対象を6年生まで拡大したことにより、入会者が増えていることから、保育内容等工夫しながら、児童の放課後の安全安心な居場所となるよう運営していく必要がある。また、延長保育時間の拡大が課題であることからニーズ調査を実施し、平成31年4月から延長保育を行うこととなった。	保育内容を充実させ、学校とも連携を取り工夫しながら、希望する児童の利用促進を図る。	生涯学習課
II	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	<子育て支援の推進>男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市次世代育成支援対策地域行動計画」に基づいて子育て支援を図りました。	3、計画どおり	男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市次世代育成支援対策地域行動計画」に基づき、引き続き子育て支援施策を推進した。	男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市次世代育成支援対策地域行動計画」に基づき、引き続き子育て支援を推進します。	学務課

II	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	<子育て支援の推進>男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	子育て情報を収集し、地域の情報コーナーや赤ちゃん絵本のコーナーでパンフレット等の情報提供を行った。関係機関との連携や出張講座(14回)など子育て支援事業も行った。	3、計画どおり	男女平等参画の視点に配慮し、様々な子育て支援事業を行った。	男女平等参画の視点に配慮し、多様なライフスタイルに対応できる子育て支援事業を推進する。	文化振興課図書館
II	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	<子育て支援の推進>男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	泉南市子ども・子育て支援事業計画に位置付けている諸活動を実施した。夏休みには放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体型プログラムの提供を市内の全小学校区で実施した。	2、計画をやや上回る	子育て家庭の不安感・負担感が軽減できるよう、土曜日や学校の長期休業中も様々なプログラムを実施した。	子育て家庭の不安感・負担感が軽減できるよう、常設の居場所以外に各小学校への出前の居場所実施を計画します。	青少年センター
II	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	<子育て支援の推進>男女平等参画の視点に配慮しながら、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて子育て支援を推進します。	妊婦とその家族を対象に育児の話や沐浴体験を行う「はじめてまして赤ちゃん」について、利用しやすい日曜日の開催を実施した。	3、計画どおり	令和1年度は、2回(日曜日)に開催した(新型コロナウイルス感染症の関係で1回中止となった)。夫の参加が多く、夫婦で赤ちゃんを迎えるための知識の習得や、沐浴練習ができた。	年3回開催予定。妊娠・出産を迎える夫婦にとって、夫の役割を明確に情報提供していく。出産後の支援の場(事業案内)を伝え、支援の切れ目がないように支援していく。	保健推進課
II	5	(3)	多様なライフスタイルに対応したサービスの拡充	<家族介護の支援>介護の社会化を進める介護保険サービスの周知と利用促進に努めるとともに、高齢者を介護する家族に対して男女平等参画の視点に立った支援を行います。	医療と介護に関わる多職種が協働して、在宅医療等の市民への啓発(WAO地域)及び認知症の啓発(サポーター養成講座)を行った。	3、計画どおり	WAO地域(在宅医療等に関する啓発):13か所 認知症サポーター養成: 1,362名(累計18,259名)	多職種協働による在宅医療・介護連携の推進及び地域の認知症の理解促進に取り組む。	長寿社会推進課

主要施策6 男性にとっての男女平等参画の推進

基本目標	主要施策	小分類	施策の方向	具体的取組	1年度進捗実績	1年度進捗度	1年度の成果・課題・対応等	2年度実施計画	担当課
II	6	(1)	男性の子育て・介護・看護・家事及び地域活動への参画の促進	<男性向けの学習機会の提供>料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参画・参画するための学習機会を提供します。	男性料理教室(保健センター開催の健康教室受講後の自主グループ)を年6回支援し、男性の料理のスキルアップの機会を提供した。 妊婦とその家族を対象に育児の話や沐浴体験を行う「はじめてまして赤ちゃん」や育児サロン(はじめてのママサロン)を実施し、父親の参加を促した。 「はじめてまして赤ちゃん」は、毎クール、父親が参加しやすい日曜開催をした。	3、計画どおり	継続実施の事業等は現状維持することができた。 父親の育児参加の最初の機会として、「はじめてまして赤ちゃん」を日曜日に開催し、出産時期の夫の役割や、妊婦疑似体験・沐浴実習を提供することができた。	料理教室・育児教室等、男性向け学習機会を提供する。 「はじめてまして赤ちゃん」の日曜日開催を継続する。	保健推進課

II	6	(1)	男性の子育て・介護・看護・家事及び地域活動への参画の促進	<男性向けの学習機会の提供>料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参画・参画するための学習機会を提供します。	所管団体等への情報提供に努めました。	3、計画どおり	所管団体等への情報提供を行うことで、男性向けの学習機会の提供につながった。	所管団体等への情報提供に努めます。	政策推進課
II	6	(1)	男性の子育て・介護・看護・家事及び地域活動への参画の促進	<男性向けの学習機会の提供>料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参画・参画するための学習機会を提供します。	随時情報の提供に努めた。	4、計画をやや下回る	直接行う講座等に限られるため情報提供が主になった。	随時情報の提供に努める一方講座等で学習機会提供を探る。	生涯学習課
II	6	(1)	男性の子育て・介護・看護・家事及び地域活動への参画の促進	<男性向けの学習機会の提供>料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参画・参画するための学習機会を提供します。	下記講座を実施した。 年末だから大掃除・収納講座&水害等で被災したときの清掃テクニック講座	3、計画どおり	一時保育は、予算の関係で実施できなかったが、男女問わず、幅広く募集を下した。結果、男性の参加はなかったが、学習機会の提供・周知は実施できた。	男性の参加者が増えるように努力したい。	文化振興課公民館
II	6	(1)	男性の子育て・介護・看護・家事及び地域活動への参画の促進	<男性向けの学習機会の提供>料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参画・参画するための学習機会を提供します。	父親同士の情報交換の機会提供も含め、親子で参加できるプログラムを多数実施した。	3、計画どおり	講座へのリピーターとなる父親も多く、また講座の中で、父親同士が対話していたり、父親同士が誘い合って講座へ参加したりという機会が多数見られた。	今後も、父親が参加しやすい講座などを企画していく。またそこで、父親同士のつながりの場となるよう、グループ分けなど工夫したい。	青少年センター
II	6	(1)	男性の子育て・介護・看護・家事及び地域活動への参画の促進	<男性向けの学習機会の提供>料理、子育て、介護等、男性が生活面の技術を習得する機会を提供するとともに、父親としての自覚を促し、子育てに参画・参画するための学習機会を提供します。	男女平等参画社会づくり講座1「あなたが感じる「女らしさ」・「男らしさ」。それって…? ~いろいろな場面で考えてみませんか~」を開催(全2回。延べ43名参加)	3、計画どおり	直接、男性を対象とした講座を開催することはできなかったが、左記講座について男性の参加もあり、学習機会の提供を行うことができた。課題は、男性の参加人数が少なかったこと。今後、広報手段や講座内容の工夫が必要である。	市民交流センターを拠点に活動団体等へ、料理・子育て・介護等の技術を取得する機会を提供するとともに子育てに参画・参画するための学習機会を提供するよう努めます。	人権推進課